

令和 6 年安曇野市議会 9 月定例会 追加提案説明書

— 目次 —

報告第 24 号	1
議案第 97 号	2

報告第 24 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について（公用車事故に関すること）

別紙をお願いいたします。

安曇野市三郷小倉 4906 番地 6 三郷堆肥センター構内における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 6 年 8 月 26 日付で専決処分したものです。

1. 和解の相手方

市内在住者です。

2. 事故の概要

令和 6 年 4 月 2 日、安曇野市三郷小倉 4906 番地 6 安曇野市三郷堆肥センター構内において、公用車（重機）で堆肥を積込み時に不注意により停止していた相手車両に接触した物損事故です。

3. 和解の内容

本件事故の原因は、指定管理者雇用者の不注意であるため、安曇野市の過失を 100% とし、安曇野市は上記 1 の相手方に対し、損害賠償金として 175,164 円を支払うものです。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認しましたので、ご報告するものです。

説明は、以上です。

議案第 97 号

安曇野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

本改正案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行に伴い、安曇野市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

改正の内容についてご説明します。

この度、国民健康保険法の一部が改正され、被保険者証の返還の求めに応じない場合の罰則規定が廃止されます。現行条例においても同様の罰則規定を定めておりますので、法改正に伴い、これを廃止するものです。

本改正は、令和 6 年 12 月 2 日から施行します。

説明は、以上です。